



議員提出議案第 四 号

道路整備に関する意見書について

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣に意見書を提出する。

昭和五十六年九月二十六日

- |     |         |    |    |
|-----|---------|----|----|
| 提出者 | 三朝町議会議員 | 吉田 | 公博 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 安井 | 由行 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 藤井 | 十成 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 小椋 | 卓男 |
| 賛成者 | 三朝町議会議員 | 岩本 | 君美 |

昭和五拾六年九月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

### 道路整備に関する意見書

道路網の整備は、国土の均衡ある発展と経済社会の活力を高揚し、教育、文化、福祉など行政全般にわたつてその効率的運営の基盤を作るものであると確信する。

このような観点から、現下の厳しい財政事情のもとといえども市町村道から高速国道に至る道路網の整備は、計画的かつ、着実に推進されなければならない。このため次の三点について特段の配慮を強く要望する。

- 一 第八次道路整備五箇年計画の完全達成のため、昭和五十七年度道路予算の大幅拡大を図るとともに、第九次道路整備五箇年計画の策定を促進すること。
- 二 揮発油税、自動車重量税等の道路特定財源の全額確保はもとより、一般財源の大幅投入を図ること。
- 三 地方公共団体の道路財源を強化すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十六年九月二十六日

三朝町議会